

ダイオキシン類対策特別措置法のしおり

令和 8 年 4 月

佐世保市 環境部 環境保全課

目 次

1	はじめに	1
1.1	ダイオキシン類対策特別措置法の目的	1
1.2	主な用語の解説	1
2	設置者の義務	2
2.1	特定施設設置者の義務	2
3	届出について	3
3.1	届出の義務	3
3.2	届出の方法	5
3.3	届出時、届出後の注意	5
4	特定施設の種類及び排出基準	6
4.1	大気基準適用施設（法施行令別表第 1、法施行規則別表第 1、附則別表第 2）	6
4.2	水質基準対象施設（法施行令別表第 2、法施行規則別表第 2）	7
5	設置者によるダイオキシン類の測定について	9
6	事故時の措置	9
6.1	事故について	9
6.2	通報義務	9
6.3	応急の措置	9
6.4	事故拡大等の命令	9
7	罰則について	10

1 はじめに

1.1 ダイオキシン類対策特別措置法の目的

平成12年1月15日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

1.2 主な用語の解説

(1) ダイオキシン類

法における「ダイオキシン類」とは、次に掲げる物質のことをいいます。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）
- ② ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）
- ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs）

(2) 特定施設

法の規制を受ける施設が特定施設です。法における「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいいます。特定施設には、大気基準適用施設と水質基準対象施設があります。

① 大気基準適用施設

「大気基準適用施設」とは、大気排出基準が適用される特定施設をいいます。施設の種類及び排出基準については、6ページを参照してください。

② 水質基準対象施設

「水質基準対象施設」とは、水質排出基準に係る特定施設をいいます。施設の種類及び排出基準については、7ページを参照してください。なお、ダイオキシン類を含む汚染等を工場・事業場の内部で循環して利用し公共用水域に排出しないものや、下水道に排出しているものも、水質基準対象施設に該当します。

また、水質基準対象施設が設置される工場又は事業場を「水質基準適用事業場」といいます。

(3) 排出ガス

法における「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいいます。

(4) 排水

法における「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいいます。

2 設置者の義務

2.1 特定施設設置者の義務

- (1) 特定施設を設置しようとする者は、法施行規則 様式第 1 により、届け出なければなりません。(法第 12 条、特定施設の設置の届出)
また、その届出内容を変更しようとする場合、同様式によって、その変更内容を届け出なければなりません。(法第 14 条、特定施設の構造等の変更の届出)
届出については、3 ページを参照してください。
- (2) 排出ガスを排出する者、又は排出水を排出する者は、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量を排出基準に適合したものにしなければなりません。(法第 20 条、排出の制限)
排出基準については、6 ページを参照してください。
- (3) 佐世保市内の大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、大気基準適用施設にあっては施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては排出水について、排出基準に適合しているかを年に 1 回以上測定し、その結果を佐世保市長に報告しなければなりません。また、廃棄物焼却炉である特定施設については、同時に集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻についてダイオキシン類の量を測定しなければなりません。(法第 28 条、設置者による測定)
自主測定については、9 ページを参照してください。排出ガスを排出する者、又は排出水を排出する者は、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量を排出基準に適合したものにしなければなりません。(法第 20 条、排出の制限)
- (4) 特定施設を設置している者は、特定施設に破損等の事故が発生し、ダイオキシン類が多量に排出された場合は、直ちに応急の措置を講じ、速やかに復旧するよう努めなければなりません。また、事故が発生した場合は、直ちに、事故の状況を佐世保市長に報告しなければなりません。(法第 23 条、事故時の措置)
事故時の措置については、9 ページを参照してください。
- (5) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講じなければなりません。(法第 4 条、事業者の責務)

3 届出について

3.1 届出の義務

特定施設を設置している（しようとする）者は、その場合に応じて表 1 に示すような各種の届出が義務付けられています。それぞれの届出には、提出期限がありますので、注意してください。

表 1 特定施設に関する届出の種類

種類	届出の時期	根拠条文等
特定施設設置届出書	施設を設置する 60 日前まで	法第 12 条（様式第 1）
特定施設使用届出書	特定施設となった日から 30 日以内	法第 13 条（様式第 1）
特定施設変更届出書	施設を変更する 60 日前まで	法第 14 条（様式第 1）
氏名等変更届出書	変更した日から 30 日以内	法第 18 条（様式第 3）
特定施設使用廃止届出書	施設を廃止した日から 30 日以内	法第 18 条（様式第 4）
承継届出書	地位を承継した日から 30 日以内	法第 19 条（様式第 5）

(1) 特定施設設置届出書

① 届出を必要とする場合

大気基準適用施設、水質基準対象施設を設置する場合

② 届出事項

ア 氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名

イ 特定事業場の名称、所在地

ウ 特定施設の種類、構造、使用の方法

エ 大気基準適用施設にあっては発生ガス、水質基準対象施設にあっては排出される汚水又は廃液の処理の方法

③ 届出に添付する書類の記載事項

ア 特定施設の種類若しくは構造、又は発生ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法等から見込まれるダイオキシン類の排出量

イ ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項

ウ 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法

エ （大気基準適用施設の場合）排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統、並びにガスの測定箇所

オ （水質基準適用事業場の場合）用水及び排水の系統

(2) 特定施設使用届出書

① 届出を必要とする場合

既存の施設（設置の工事を行っているものも含む。）が特定施設として新たに指定された場合

② 届出事項及び添付書類の記載事項

特定施設設置届と同じ

(3) 特定施設使用届出書

① 届出を必要とする場合

届出済の特定施設の構造、使用の方法、又は大気基準適用施設にあっては発生ガス、水質基準対象施設にあっては排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更しようとする場合（施設を撤去せず、使用を一時的に休止する場合も含む。）

② 届出事項及び添付書類の記載事項

特定施設設置届で届け出た事項のうち、変更があった事項（変更があった事項のみ、変更前・変更後を対比させること。）

(4) 氏名等変更届出書

① 届出を必要とする場合

ア 届出済の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名を変更した場合
イ 特定事業場の名称、所在地を変更した場合

② 届出事項

変更があった事項

(5) 特定施設使用廃止書

① 届出を必要とする場合

特定施設の使用を廃止した場合（使用を永久に停止した場合）

② 届出事項

廃止した特定施設等の種類、廃止年月日等

(6) 承継届出書

① 届出を必要とする場合

ア 特定施設を譲り受けた場合又は借り受けた場合
イ 特定施設を相続した場合
ウ 法人の合併、分割があった場合

② 届出事項

承継した特定施設等の種類、承継年月日等

3.2 届出の方法

(1) 窓口・郵送で提出

提出部数 2部（1部は写しで可）

提出先 〒857-0851

長崎県佐世保市稲荷町1番8号 佐世保市環境センター
佐世保市 環境部 環境保全課

届出様式 各種様式は、以下 URL 又は二次元コードにてご案内しております。

(2) インターネットで提出

来所不要で 24 時間いつでも利用できるオンライン申請が可能です。オンライン申請の手続きは、以下 URL 又は二次元コードにてご案内しております。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

(URL : https://www.city.sasebo.lg.jp/kankyo/kanhoz/todokede_dioxin.html)



3.3 届出時、届出後の注意

(1) 計画変更命令等（法第 15 条）

提出された特定施設設置届又は特定施設変更届に係る特定施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき、その届出を受理した日から 60 日以内に、届出者に対し、その特定施設の構造、使用の方法又はダイオキシン類の処理方法の変更、あるいは特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

(2) 実施の制限（法第 17 条）

届出が受理された日（受理書に記載）から 60 日（受理日の翌日が 1 日目）を経過した後でなければ工事等に着手してはいけません。

(3) 排出の制限（法第 20 条）

排出ガスを排出し、又は排出水を排出する者（排出者）は、排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量が排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出してはなりません。

排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を継続して排出するおそれがあると認められるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造又は使用の方法の改善や発生ガス、汚水又は廃液の処理の方法の改善、特定施設の使用の一時停止を命ずることがあります（法第 22 条）。

排出基準については、6 ページを参照してください。

(4) 特定施設設置者による測定（法第 28 条）

排出ガス又は排出水、廃棄物焼却炉である特定施設についてはばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について、含まれるダイオキシン類の量を年 1 回以上測定し、その結果を佐世保市長に報告しなければなりません。

自主調査については、9 ページを参照してください。

4 特定施設の種類及び排出基準

4.1 大気基準適用施設（法施行令別表第1、法施行規則別表第1、附則別表第2）

表2 大気基準適用施設一覧

番号	特定施設の種類	規制対象規模		排出基準 (ng-TEQ/Nm ³)			
				新設	既設		
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1 t/h 以上		0.1	1		
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量 1000 kVA 以上		0.5	5		
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上		1	10		
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉 乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t/h 以上	1	5		
		溶解炉	容量 1 t 以上				
5	廃棄物焼却炉	火床面積（2 以上の場合にあつては、それらの合計） 0.5 m ² 以上	焼却能力	/			
			4 t/h 以上			0.1	1
			2 t/h 以上 4 t/h 未満			1	5
			2 t/h 未満			5	10
		又は焼却能力（2 以上の場合にあつては、それらの合計） 50 kg/h 以上					

備考

- 1 廃棄物焼却炉であつて火格子面積が2 m² 以上又は焼却能力が200 kg/h 以上のもの及び製鋼用電気炉については、平成9年12月1日において現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含む。）は既設施設基準が適用される
- 2 排出基準の許容限度は、温度が零度であつて、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。

4.2 水質基準対象施設（法施行令別表第2、法施行規則別表第2）

表3 水質基準対象施設一覧

番号	特定施設の種類の種類	排出基準 (pg-TEQ/L) 新設、既設一律
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ[3,2- <i>b</i> :3',2'- <i>m</i>]トリフェノジオキサジン（別名 ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	

番号	特定施設の種類の種類	排出基準 (pg-TEQ/L) 新設、既設一律
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（表2 大気基準適用施設 5（5ページ参照））から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2（廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設）及び第13号（ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設）に掲げる施設	10
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

5 設置者によるダイオキシン類の測定について

大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、大気基準適用施設にあっては施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては事業場から排出される排出水について、そのダイオキシン類による汚染の状況を年1回以上測定しなければなりません（法第28条第1項、法施行令第4条第1項）。加えて、廃棄物焼却炉である特定施設については、排出ガスの測定と同時に集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻についてダイオキシンの量を測定しなければなりません（法第28条第2項、法施行令第4条第2項）。

大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、測定結果を佐世保市長に報告するよう義務付けられています。なお、この報告は様式第6「ダイオキシン類測定結果報告書」によって行うものとされています（法第28条第3項、法施行規則第8条）。ただし、水質基準対象施設からの排水を下水道に排出する場合や事業場内で循環利用する場合など、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液がその構造等から判断して公共用水域に排出されることがないと認められる場合には、自主的な測定義務及び市長への報告義務はありません。

6 事故時の措置

6.1 事故について

特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません（法第23条第1項）。「特定施設の故障、破損その他の事故」については、人為的な事故に限らず、天災等の不可抗力による事故も含まれます。

6.2 通報義務

事故が発生した場合、特定施設を設置している者は、直ちに、その事故の状況を佐世保市長に通報しなければなりません（法第23条第2項）。

この場合、通報義務を有する者は、特定施設の設置者であり、水質基準対象施設の場合には、水質基準適用事業場からの水を公共用水域に排出しているか下水道に排出しているかは問いません。

6.3 応急の措置

「応急の措置」とは、事故が発生し、これにより引き続くダイオキシン類又はダイオキシン類を含む水の排出の防止のための措置をいい、必ずしも現状復旧措置とは一致しません。

具体的な応急措置としては、破損した特定施設への水の供給停止、土のうの積み上げ等による公共用水域への流出の防止等の措置があります。

6.4 事故拡大等の命令

特定事業場の周辺において人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る特定施設の設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることがあります（法第23条第3項）。

7 罰則について

命令違反、排出基準違反、各種届出義務違反等に対しては、法第 44 条～第 49 条に基づき、表 4 のとおり罰則が適用されます。

なお、排出基準違反については、故意犯、過失犯とも、違反行為が行われたとされる日から 3 ヶ月以内に市職員による再検査を行い、その結果が排出基準に適合しない場合にのみ、処罰されることとなります（法第 45 条第 3 項）。

表 4 ダイオキシン類対策特別措置法の罰則一覧

違反内容	罰則
計画変更命令・改善命令違反 (法第 44 条)	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
排出基準違反 (法第 45 条第 1 項第 1 号、第 2 項)	6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (過失犯の場合には、3 か月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金)
事故時の措置命令違反 (法第 45 条第 1 項第 2 号)	6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
特定施設設置届・変更届の未届又は虚偽の届出 (法第 46 条)	3 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
使用届の未届又は虚偽の届出 (法第 47 条第 1 号)	20 万円以下の罰金
特定施設の設置・変更の実施の制限違反 (法第 47 条第 2 号)	
虚偽の報告・立入検査の拒否・忌避 (法第 47 条第 3 号)	
大気基準適用施設が水質基準対象施設に水質基準対象施設が大気基準適用施設になった場合の未届又は虚偽の届出 (法第 49 条)	10 万円以下の過料
氏名等の変更届、使用廃止届、承継届の未届又は虚偽の届出 (法第 49 条)	
罰金刑のある行為について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して 50 万円以下の罰金が科せられます（法第 48 条）。	